

「架空請求」があなたにも届いていませんか？

最近、被害が続出している「架空請求」があなたにも届いていませんか。身に覚えのない架空請求が届いた場合は、次のように対処して被害にあわないようにしましょう。

また、新手の悪質商法も増えてきていますので、十分に注意してください。

被害にあわないための対応を！

- ① 絶対に業者に電話しない
- ② 「覚えはない」と毅然として断り業者の話には応じない
- ③ 個人情報（自宅の電話番号、勤務先や学校名等）は絶対に教えない
- ④ 一度支払うと再請求される

悪質商法にも注意！

S F（催眠）商法 講演会や安売り等を名目に人を集め、日用品等を無料で配って得した気分させ、雰囲気盛り上げ興奮状態の中で「買わなければ損」という心理状態を作り、最後に高額商品（羽毛布団・健康食品・アクセサリー等）を売りつける。

点検商法 無料点検するなどと行って家に上がり、「このままだと危険」「布団にダニがいる」などと嘘を言い、代替品（床下換気扇・布団・白アリ駆除・消火器等）・サービスを売りつける。

かたり商法 公的機関や有名企業の名前をかたって商品（消火器・浄水器・建物清掃サービス等）を売り付ける。

（架空請求例）

未納料金請求最終通達書
分類コード 00000

貴殿のご利用された「電子消費者料金未納分」について、ご利用会社から委託を受けましたので、大至急下記までご連絡ください。

こちら「電子消費者民法特例法」上、法務省認可通達書になっていますので、この通達書が届いた日から2日以内にご連絡いただけない場合には、裁判所措置といたしましては強制執行となりますのでご了承ください。

なお、プライバシーの保護のため、必ずご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。以上を持ちまして最終通告とさせていただきます。

連絡先 東京都 区 - -
法務省認定 債権回収センター
03-xxxxx-xxxxx
03-xxxxx-xxxxx

<記載例> 販売会社宛て（裏面）

通 知 書

1 契約年月日
平成 年 月 日

1 契約商品

1 商品代金
金 円

上記契約を解除します。
なお、私が支払った代金は直ちにご返金ください。
また、私が保管している商品は、至急引取ってください。

平成 年 月 日
兵庫県養父市 町 丁目 番地
(氏名)

クーリング・オフ制度を知っていますか？

「クーリング・オフ」制度は、訪問販売や電話勧誘販売での契約において、一定期間内であれば書面により無条件で契約を解除できるものです。（工事が完了していても、クーリング・オフ期間内であれば契約を解除できます）

通知書の書き方

- ・表面の宛名は「会社代表者様」とする。（担当者名や代表者名など固有の氏名は書かない）
- ・ハガキに書いて郵便局へ行き、配達記録で送る。
- ・両面のコピーをとって保管しておく。

